公告

諮詢事項

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成22年６月14日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。

平成22年６月25日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

団体の名称　高知県社会保険労務士会

住所　高知県高知市桟橋通２丁目８番20号モリタビル

相続財産管理人の選任中更正

平成２２年（家）第３号

東京都港区浜松町２丁目４番１号

申立人　オリックス債権回収株式会社

１　主文　当裁判所が平成22年３月26日になした相続財産管理人選任審判中、被相続人の生年月日につき「昭和33年12月９日」とあるのを「昭和33年12月７日」と更正する。

２　更正審判確定日　平成22年５月25日

鳥取家庭裁判所米子支部

失踪宣告取消

平成２２年（家）第２５９号

本籍秋田県大仙市太田町三本扇字侭下川原21番地、住所川崎市川崎区本町１―８―23　ダイキン本町411

申立人（失踪者）　本多　利男

昭和24年11月６日生

平成22年６月８日失踪宣告取消審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

平成２２年（家）第３５７号

本籍神奈川県相模原市津久井町長竹1731番地、住所川崎市川崎区桜本２丁目10番２号

申立人（失踪者）　齋藤　隆三

昭和15年12月15日生

平成22年６月８日失踪宣告取消審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１０８号

山口県周南市古市２丁目５番20号

債務者　南陽汽船株式会社

代表者代表取締役　川上　一郎

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　藤田　幸夫

４　破産債権の届出期間　平成22年７月21日まで

５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月３日午前11時

山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３６０５号

大阪市中央区西心斎橋１丁目13番15号

債務者　有限会社ワンダーリーフ

代表者代表取締役　兵庫　　悟

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　花井　　淳

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６７６号

大阪市東淀川区東中島３丁目15番14号

債務者　株式会社ティーエスピー

代表者代表取締役　本宮　康弘

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　石井　将治

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０３９号

大阪市中央区大手前１丁目７番31号大阪マーチャンダイズマートビル

債務者　株式会社トスカァナ

代表者代表取締役　龍田　亮一

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　森川　憲一

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０６６号

大阪府吹田市広芝町19番７号

債務者　ミロス株式会社

代表者代表取締役　藤本　昌孝

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　團　　潤子

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７１号

大阪市大正区平尾５丁目５番13号

債務者　成和株式会社

代表者代表取締役　河野　精祐

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　伊藤　甲治

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０１２号

堺市美原区今井157番地

債務者　ニツシン工業株式会社

代表者代表取締役　森田豊二郎

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　草島　　歩

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５９７号

横浜市青葉区恩田町29番１号

債務者　有限会社トヨモータース

代表者代表取締役　加藤　　豊

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　三橋　　潔

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前10時30分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０２８号

大阪市北区中津７丁目４番５号

債務者　株式会社トウショウテック

代表者代表取締役　後藤　昭二

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小谷眞一郎

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９号

佐賀県唐津市海岸通7182番地187、商業登記簿上の本店所在地佐賀県唐津市山田4915番地171

債務者　唐津木工株式会社

代表者代表取締役　栗山　　功

１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　河野　智幸

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時

佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１４７４号

名古屋市昭和区松風町２丁目２番地

債務者　名古屋岬工業株式会社

代表者代表取締役　藍谷　徳正

１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　岩田　香織

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後２時

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５５６号

大阪市西区新町２丁目14番11号

債務者　岬工業株式会社

代表者代表取締役　藍谷　徳正

１　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　岩田　香織

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後２時

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５７号

広島県東広島市西条栄町10番30号

債務者　株式会社プロモートサービス

代表者代表取締役　木本　康治

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　奥野　修士

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後２時30分

広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８５８号

広島県東広島市西条上市町５番５号

債務者　株式会社ニーイチ

代表者代表取締役　木本　康治

１　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　奥野　修士

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後２時30分

広島地方裁判所民事第４部